

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成 25 年瀬戸市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	瀬戸市表彰審査委員会	<省略>	<省略>	市長	瀬戸市表彰審査委員会	<省略>	<省略>
	瀬戸市行政不服審査会	行政庁の処分又は 不作為に係る審査 請求事務について の調査・審議に 関する事務	5 人以 内				
	<省略>	<省略>	<省略>				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。